

第5章 活用計画

1. 公開その他の活用の基本方針

対象施設は、ながらく銀行店舗として活用されてきたため、行員や銀行利用者等の限られた人しか建物内部を見る機会がなかった。加えて文化財的価値の高い創建当初のしつらえがそのまま見える部分がある一方で、後補の材料で覆われており、創建当初の姿が分かりにくい部分も多くある。

公開活用にあたっては、市民をはじめ観光客等多くの方へ当該建造物の魅力を伝えるため、文化財的価値の顕在化を行う。加えて対象施設に、市民や観光客にとって魅力的なコンテンツを創出するため、地域住民・民間事業者・行政が一体となり、活用内容を検討する。

保存地区内の公開施設の核になることで、地域住民の誇りと愛着を維持しながら、その賑わいが山町筋だけでなく、周辺にも波及することを期待する。

なお、現段階における事業の進め方については表 5-01 に示す。

2. 公開計画

(1) 建造物の公開

事業開始までは、北棟・南棟とも限定的な公開を想定している。公開方法は、事業者選定に係る見学会、普及啓発を目的とした地域住民へのワークショップ、建物ツアーの実施等が考えられる。

また、保存地区内で例年開催されている「土蔵造りフェスタ」「天神様祭り」「ひなまつり」等のイベントと連携した公開を行うことを検討する。

事業開始後は、活用方法に応じて、公開・非公開部分を検討する。

前述のワークショップや建物の公開等を通じて、対象施設の価値を市民に発信する共に、シビックプライドを育み、周辺エリアを含めて場所の価値を高めることで、民間事業者の参入意欲を高めるような取組につなげていく。

(2) 敷地の公開

敷地内は、事業開始までは基本的に一般公開とする。事業開始後は、活用方法に応じて、公開・非公開部分を検討する。

表 5-01 事業の進め方（案）

	令和2(2020)・3(2021)年度		STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
行政手続き等	その他条例					
耐震診断 耐震改修	耐震診断・補強案検討		補強案検討	基本設計 実施設計	耐震改修工事 保存修理工事	
保存修理に係る調査	保存活用計画策定		調査工事 CAD 図作成			
活用に係る調査		サウンディング調査 (事業構想段階)	サウンディング調査 (事業化段階) 活用主体の公募・選定			事業開始
公開・地域への 浸透に向けた活動		事業者選定に係る 見学会	地域住民への普及啓発・機運醸成に係る諸活動 (見学会・ワークショップ・建物ツアー等のイベント開催)			

3. 活用計画

(1) 建造物の活用における基本整備方針

公開その他の活用の基本方針に基づき、高岡市は令和3（2021）年7月にサウンディング型の市場調査を行い、民間事業者と活用内容等に関する対話を行った。今後もサウンディング調査を継続し、活用内容だけでなく、公募条件やリスク分担について、官民双方にメリットのある事業となるよう対話を続ける。

(2) 建築計画

ア 敷地計画

現在、空地となっている敷地南側部分については、対象施設との相乗効果を期待できる便益施設を含む建築物の増築や外構計画を想定する（図 5-01）。

イ 平面計画

北棟は営業室の吹抜空間の魅力や会議室（大）や会議室（小）にみられる創建当初のしつらえを最大限に活かし、南棟は既存の部屋割りに応じて、集会場、飲食店、物品販売業等、不特定多数の方に利用される平面計画及び空間利用を想定する（図 5-01、02）。

ウ 必要耐震性能

構造耐震指標 I_s 値 0.6 以上（「第4章 防災計画 5. 耐震対策」を参照）。

エ 建築用途

耐震補強を行えば、不特定多数の者が集まる施設として問題ないが、耐震安全性の目標に基づき被災時に重要な役割を担う施設や避難場所^{*1}、避難弱者の滞在する施設^{*2}の利用に供することは難しい。今後の活用は不特定多数の方が利用する施設を想定しているが、現在の建物用途は“事務所”であるため、建物用途を変更する必要がある。

(3) 公開活用に係る設備計画

今後の活用に際し新たな設備機器の導入は不可欠であるため、第2章で設定した保存部分であっても設備の導入を拒まない。設備機器や配管の設置にあたっては第2章で設定した部分部位の基準を踏まえ、耐震補強と同様に可逆的な工法を用いて当該建造物が有する文化財的価値を損なわないよう配慮する。配管の設置に伴う壁の貫通等は高岡市と協議の上、許容する。配管・配線ルート設計及び設備機器の選定については、維持管理や更新の容易さに配慮すると共に、ランニングコストを抑えるような設備設計を目指す。

ア 空調設備

当該建造物は保存地区内にあることから「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の適用除外を受けるものの、北棟の

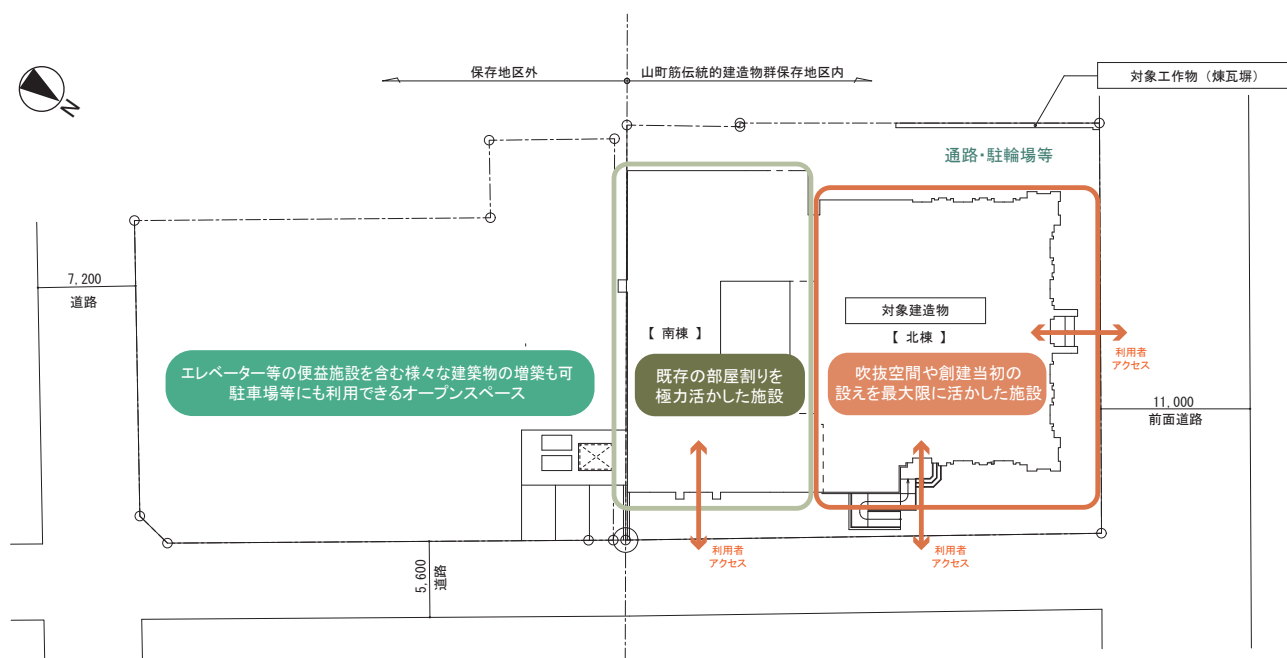


図 5-01 敷地計画図

南 棟

北 棟

外 部

- ・保存地区内のシンボルの存在
- ・眺望景観のアイストップ



内 部

既存の部屋割りを極力活かした活用

営業室の吹抜空間の魅力や会議室（大）や会議室（小）
にみられる創建当初の設えを最大限に活かした活用

（集会場、飲食店、物品販売業等を中心とした不特定多数が利用できる施設）

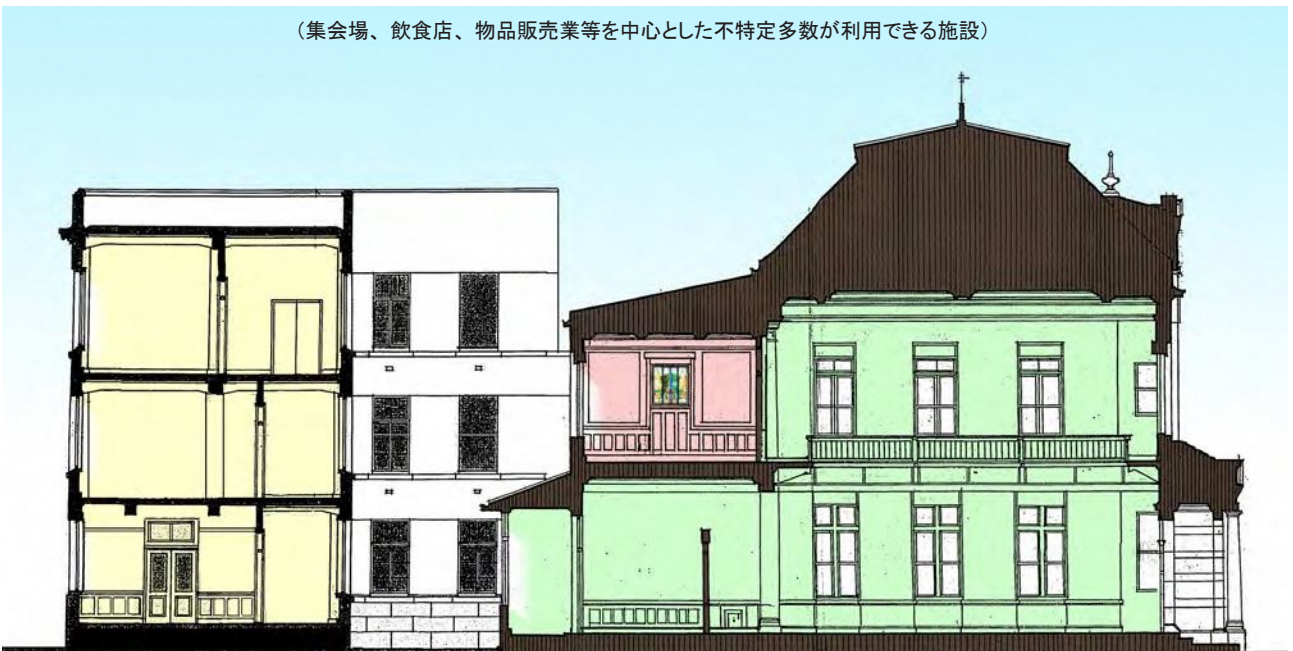


図 5-02 全体計画図

営業室の吹抜を復原することが想定されるため、その大空間に適した、輻射式冷暖房設備の導入が適切と考えている。冷温水を用いた除湿型放射冷暖房による空調方式や、輻射温水床暖房と天井吹き出し式空調機の併用など、各室の用途や大きさに応じた空調設備を計画する。

イ 衛生設備

既存施設の便所は南棟のみで、全体の建物規模から考えると小さく、多目的便所も設けられていない。今後の公開活用の方針で、南棟の各階便所の改修や南棟に附属する形でサービスコアを設け、多目的便所も含めて計画することが考えられる。

ウ 給排水設備

原則、躯体の損傷を最小限に留めることとする。また、露出する配管は、部分部位の基準に応じて、室内装飾の損傷などが少ない設置方法を検討する。

エ 電気設備

新たな建物用途に応じた受電容量を設定し、必要が生ずればキュービクルを改修する。コンセント・照明器具等についても必要に応じて改修し、露出配線は室内装飾に配慮した取付方法、色彩、材質のものを選択する。照明器具はLED照明を導入するなど、可能な限り消費エネルギーの削減に配慮する。また、地震後の通電火災に備えて感震ブレーカーを設置する。

オ 昇降設備

今後の公開活用の方針でエレベーターが必要となった場合、既存の建物内に計画することは容易でないため、南棟に接続する形でサービスコアを設け、エレベーターを設置すること等が考えられる。

(4) 展示計画

銀行の歴史を物語る古写真・絵葉書や今後行われる予定の保存修理工事によって判明する事柄など、関連資料の展示を検討する。

(5) 管理・運営計画

現在は高岡市が土地及び建物を管理しているが、事業着手後は事業者と高岡市が連携しながら行っていくものとする。

4. 実施に向けての課題

旧高岡共立銀行の公開活用事業化に向けて、下記に示すような課題が挙げられる。

(1) 建築基準法の適用除外（建築審査会への対応）

今後の活用において当該建築物の用途変更・増築が想定される。用途変更・増築等する場合には、原則として現行基準に適合させる必要があるが、当該建築物のような歴史的建築物においては、歴史的・文化的な価値を損なうことなく現行基準に適合させるために改修を行うことが難しい場合がある。

そのため、建築基準法第3条1項第3号に基づいて高岡市が定める“高岡市歴史的建築の保存及び活用に関する条例”によって、建築審査会の同意を得て「保存建築物」に指定することで、建築基準法の適用除外が可能となり、当該建築物の文化財的価値を担保しつつ活用することができる。

その際には当該建築物が安全上、防火上、衛生上必要な措置（代替措置）の検討が必要で、建築審査会への対応も求められる。

(2) 建物内外のバリアフリー化（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

現在、当該建築物は、保存地区内の伝統的建造物（建築物）のため、同法第2条第16号の特定建築物とならないが、訪れる方が利用しやすいよう多目的便所、エレベーター、スロープ等の整備の検討が必要である。

【注】

※1 庁舎、消防署、その他公益上必要な施設、病院、診療所等

※2 幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養護学校、体育施設、社会福祉施設、等

表 5-02 現行基準との整合性と用途変更による遡及箇所のチェック

(旧高岡共立銀行現況調査業務 現状調査報告書 (LLC 住まい・まちづくりデザインワークス 平成 30 (2018) 年 11 月) を参考に作成)

■ 建築基準法関係

項 目	現行の基準		現状・課題	対 応
	規定内容	根拠法令		
敷地	用途上可分・不可分の関係にある 2 以上の建築物のある一団の土地	建築基準法施行令 (以下、「令」とする。) 第 1 条第 1 項	・計画区域内に敷地が 2 以上、水路有り。	増築する場合、事前に担当部署に要相談。
容積率	400%	建築基準法 (以下、「法」とする。) 第 52 条	・規定面積に収まっている。	増築する場合、規定の面積内に収める必要がある。
建蔽率	80%	法第 53 条	・規定面積に収まっている。	増築する場合、規定の面積内に収める必要がある。
用途地域	商業地域	法別表第 2	・用途制限を受けていない。	用途制限を受けない建築物の活用が必要とされる。
階数	・地階を居室とする場合は階数に含む	令第 1 条第 2 号、第 2 条第 8 号	・金庫室 (北棟) に地下室あり。	金庫室 (地下室) の活用用途次第。居室とする場合に適用。
斜線制限	・道路斜線 勾配 1.5 ・隣地斜線 立上がり 31 m、勾配 2.5	法第 56 条 令第 131 条から第 135 条の 4	・全面道路幅員 11 m ・2 以上の前面道路がある場合の道路斜線制限緩和の適用。	増築時の建物ボリュームチェックが必要。
準防火地域	・地上階数 3 階、延床面積 500 m ² を超え 1,500 m ² 以下の場合、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 ・屋根は非発炎性・非損傷性の構造とする。 ・外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を設置する。	法第 61 条から第 66 条 令第 109 条、第 109 条の 2、第 136 条の 2、第 136 条の 2 の 2	・西側隣地に面する開口部および金属シャッターが延焼のおそれのある部分に該当。	サッシ交換等意匠と合わせて整理が必要。
構造耐力	自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとし、建築物の区分に応じた基準に適合するものでなければならない。	法第 20 条	・用途変更については適用しない。	
耐火建築物等とすべき特殊建築物	耐火建築物としなければならない特殊建築物 (法別表第 1 の用途・規模に該当する場合) ・集会場等で 3 階以上の階に 200 m ² 以上の客席部分を有する場合。 ・3 階以上の階を飲食店、物販店舗等の用途に供し、2 階の用途に供する部分が 500 m ² 以上の場合。 ・3 階以上の映画、テレビスタジオ等で用途に供する部分が 150 m ² 以上の場合	法第 2 条 9 号の 2、第 27 条、別表第 1 令第 110 条から第 110 条の 5、第 115 条の 3	・主要構造部 (壁、柱、床、はり、屋根又は階段) は耐火構造でない箇所があり、開口部は防火設備が施されていない。	主要構造を耐火構造に、開口部を防火設備にすることが必要。
採光	居室の採光有効面積の検討	法第 28 条 令第 19 条、第 20 条	・居室毎に、現状の採光計算を要する。	場合によっては、無窓の居室に換気設備等の設置や内装不燃を必要とする。
換気設備	・無窓の居室 ・特殊建築物の居室	法第 28 条 令第 20 条の 2	・居室毎に、現状の換気計算を要する。	場合によっては、基準の機械換気設備の設置を要する。
換気設備 (火気使用室)	火気使用室の換気設備を設置	令第 20 条の 3	・居室毎に、現状の換気計算を要する	開口部が設置できない場合は、基準の機械換気設備の設置を要する。
石綿・その他	・増改築部分が基準時の既存部分の 1/2 以下の場合適用除外 ・石綿、クロルピリホスを添加しない。 ・ホルムアルデヒドの技術的基準に準ずる。	法第 28 条の 2、第 86 条の 7 令第 20 条の 4 から 9	・内装材や配管の保温材に使用されている可能性が高く要確認。	適切に処理を行う。
特殊建築物の便所	集会場、ホテル等の用途に供する建築物の便所及び公衆便所の構造は、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。	令第 30 条	・南棟 (1～3 階) の南西隅に既存の便所が位置する	用途によっては、便所の面積や位置の確認と検討を要する。

項 目	現行の基準		現状・課題	対 応
	規定内容	根拠法令		
廊下 傾斜路	- 廊下の幅：両側に居室がある場合 1.6 ～ 2.3 m、片側に居室がある場合 1.2 ～ 1.8 m - 傾斜路：勾配は、1/8 をこえないこと。	令第 26 条、第 119 条	・現場確認を要する。	室の用途により適用されるが、文化財の価値を損なうおそれがある場合、「高岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を適用し、代替措置のうえ、安全性を確保する必要がある。
階段	- 直通階段（屋内）：幅 120 ～ 140cm 以上、蹴上 16 ～ 22cm 以下、踏面 21 ～ 26cm 以上。 - 建築基準法施行令第 25 条に準ずる手摺を設ける。 - 直通階段：歩行距離 30 ～ 50 m 以下	令第 23 条から第 25 条、第 27 条、第 120 条	・現場確認を要する。	現状の構造で対応可能なものとし、必要に応じて手摺の設置等を施す。
屋外への出入口 敷地内の通路	- 避難階において居室から出入口までの距離を 60 ～ 100 m とする。 - 施錠は、令第 125 条の 2 に準ずる。 - 屋外避難通路幅員 1.5 m 以上確保する。	令第 125 条、第 125 条の 2、第 128 条	・現場確認を要する。	現状の構造で対応可能なものとし、必要に応じて手摺の設置等を施す。
内装制限	特定建築物の内装制限に該当する。 - 集会場等 - 飲食店、物販店等 - 大規模建築物	法第 35 条の 2 令第 128 条の 3 の 2 から第 128 条の 5	・木製腰壁等あり。詳細については現場確認を要する。	室の用途により適用されるが、文化財の価値を損なうおそれがある場合、「高岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を適用し、代替措置のうえ、安全性を確保する必要がある。
採光上の無窓居室	次のいずれにも該当する居室 - 採光に有効な開口部＜居室面積 × 1/20 - 直接 1 m 以上の円が内接できる開口部、または幅 75 cm × 高さ 120 cm 以上の開口部などの“直接外気に接する避難上有効な開口部”が無いものについては、居室を区画する主要構造部を耐火構造または不燃材料とする。	法第 35 条の 3 令第 111 条	・有効採光面積の確認が必要。	現状の構造で対応可能なものとする。
防火区画	- 防火壁：耐火建築物のため該当しない。 - 面積区画：1,500 m² 以下のため、該当しない。 - 堅穴区画：主要構造部を準耐火構造とした建築物、令第 136 条の 2 第 1 号ロ又は第 2 号ロの建築物で地階又は 3 階以上に居室がある場合は、吹抜・階段等を準耐火構造の床・壁および防火設備で区画する。 - 異種用途区画：建物の一部が法 27 条に該当する建築物である場合、異種用途間を準耐火構造の床・壁および特定防火設備で区画する。	令第 112 条	・3 階以上に居室設ける場合や複数の用途に使用される場合に適用。	階段・吹抜に関して堅穴区画が取れていない。文化財の価値を損なうおそれがある場合、「高岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を適用し、代替措置のうえ、安全性を確保する必要がある。
直通階段に至る歩行 距離	- 法別表第 1（い）（一）～（四）の特殊建築物 - 階数が 3 以上の建築物 - 採光上の無窓の居室がある場合 - 延床面積が 1,000 m² を超える建築物	法第 35 条 令第 117 条、第 120 条	・階段までの距離を確認する必要あり。	用途、面積、使用階により適用されるが、文化財の価値を損なうおそれがある場合、「高岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を適用し、代替措置のうえ、安全性を確保する必要がある。

項 目	現行の基準		現状・課題	対 応
	規定内容	根拠法令		
昇降機	・昇降機を設置する場合には、所定の構造とする	令第129条の3から11	・2階以上を公開範囲とする場合には、車いす使用者用の昇降設備が必要。	サービスコアを増設することで対応可能。
2以上の直通階段	・規模に関係なく集会場等の用途に供する階 ・ホテル等で宿泊室・居室がある階	法第35条 令第117条、第121条	・階段までの距離を確認する必要あり。	用途、面積、使用階により適用されるが、文化財の価値を損なうおそれがある場合、「高岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を適用し、代替措置のうえ、安全性を確保する必要がある。
2以上の直通階段がある場合の歩行距離(重複区間)	・採光上の無窓の居室 ・飲食店、物販店舗等の用途に供する部分が10㎡を超える居室 ・ホテル等の居室 ・階数が3以上又は延べ床面積が1,000㎡を超える建築物の上記以外の居室	令第121条第3項	・重複距離を確認する必要あり。	
特殊建築物の避難及び消火に必要な廊下	・法別表第1(い)(一)～(四)の特殊建築物 ・階数が3以上の建築物 ・採光上の無窓の居室がある場合 ・延床面積が1,000㎡を超える建築物	法第35条 令第117条、第119条	・現場確認を要する。	
客席からの出口の戸	・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場における客席からの出口の戸は、内開きとしてはならない	令第118条	・現場確認を要する。	
特殊建築物の避難及び消火に必要な屋外への出口	・法別表第1(い)(一)～(四)の特殊建築物 ・階数が3以上の建築物 ・採光上の無窓の居室がある場合 ・延床面積が1,000㎡を超える建築物	法第35条 令第117条、第125条、第125条の2	・現場確認を要する。	
特殊建築物の避難及び消火に必要な敷地内通路	・特殊建築物 ・階数が3以上の建築物 ・無窓居室を有する建築物 ・延床面積が1,000㎡を超える建築物	法第35条 令第128条	・現場確認を要する。	
非常用進入口	・用途に関わらず、高さ31m以下の部分にある3階以上の各階の道路に面する外壁面	令第126条の6、 第126条の7	・南棟3階に非常用進入口及び表示が設置されていない。	非常用進入口、または代替進入口が必要。サッシの交換等に対応可能だが、文化財の価値を損なうおそれがある場合、「高岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を適用し、代替措置のうえ、安全性を確保する必要がある。
排煙設備	・特殊建築物のうち、法別表第1(い)(一)～(四)の建築物で延床面積が500㎡を超えるもの ・階数が3以上で、延べ面積が500㎡を超えるもの ・排煙上の無窓居室 ・延床面積が1,000㎡を超える建築物で、床面積が200㎡を超える居室	法第35条 令第126条の2、 第126条の3	・特殊建築物となった場合に適用。	排煙設備の設置要件に該当するか、排煙区画や自然排煙の計算、内装制限などを要確認。
避難階段	・3階以上の階を物品販売業とする場合、各階の売場・屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを避難階段または特別避難階段としなければならない。	令第122条	・用途と使用階により適用。	現状の構造で対応可能なものとする。
非常用照明	・特殊建築物 ・階数が3以上かつ延床面積が500㎡を超える建築物 ・延床面積が1,000㎡を超える建築物 ・採光上の無窓居室を有する建築物	法第35条 令第126条の4、 第126条の5	・現状では設置されていない。	特殊建築物となった場合、設置を必要とする。
特定天井	・高さが6mを超え、かつ面積が200㎡を超えるもの	令第39条第3項、 第4項	・吹抜(北棟)の天井面積が200㎡未満のため、特定天井にはあたらない。	特定天井にはあたらないものの、天井下地に落下防止措置を行うことが望ましい。

■消防法関係

項 目	現行の基準		現状・課題	対 応
	規定内容	根拠法令		
消防用設備	・集会場、飲食店、店舗、展示場、ホテル等、複合用途で防火対象物の用途のいずれかに該当する用途を含む場合	消防法施行令別表第 1	・現状では消火器、自動火災報知機及び屋内消火栓が設置されている。	用途によって必要な消防用設備を確認し、設備の設置により建物の文化財価値を損ねるおそれがある場合は、所管消防署との協議を要する。

■建築基準法・消防法緩和措置

項 目	現行の基準		現状・課題	対 応
	緩和内容	根拠法令		
伝建地区の緩和	市町村は、現状変更の規制と保存のための必要な措置を確保するため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、伝統的建造物群保存地区内の建物に対して、条例で建築基準法の規定を緩和することができる	建築基準法第 85 条の 3		
既存不適格建築物に対する制限の緩和	既存不適格建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に対する規制緩和	建築基準法第 86 条の 7 建築基準法施行令第 137 条の 2 から第 137 条の 12		
全館避難安全検証法	避難上の安全の検証を行い、建築物で、避難安全性能を有することを確かめられたものについては、規定の一部について適用しない。	建築基準法施行令第 129 条の 2		
消防長等の判断による消防用設備等の技術基準の適用除外	消防用設備等について、消防長または消防署長が、火災の発生または延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。	消防法施行令第 32 条	・現状では消火器、自動火災報知機及び屋内消火栓が設置されている。	用途によって必要な消防用設備を確認する。建築物の事情により、消防設備の設置が困難である場合は、所管消防署との協議を要する。

■その他関連法令

項 目	現行の基準		現状・課題	対 応
	規定内容	根拠法令		
富山県建築基準法施行条例、同施行規則	・延床面積が 1,000 ㎡を超える建築物の敷地は道路に 6 m 以上接しなければならない。 ・興行場等の敷地は、客席部分の床面積に応じた幅員を有する道路に周囲の延長の 8 分の 1 以上接しなければならない。 ・客席部の客用の出入口、廊下幅は所定の基準を満たす必要がある。	条例第 6 条 条例第 16 条から第 21 条	・興行場等の目的で使用する場合は、設計段階で検討を要する。	接道は現状で対応済み。駐車場は対応可能。
景観法 (高岡市景観計画)	景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。	法第 16 条	・用途によっては、増築の可能性はある。	・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更がある場合は、届け出を要する。
高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例	次の行為で、規則で定める規模を超えるものにあつては届出を要する。 ・土地の区画形質の変更、水面の埋立て又は干拓 ・屋外における物品の集積又は貯蔵 ・鉱物の堀採又は土石類の採取	景観法第 16 条第 1 項第 4 号 条例第 15 条、第 30 条		場合によっては、届出を要する。 伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為については第 6 章を参照。

項 目	現行の基準		現状・課題	対 応
	規定内容	根拠法令		
耐震改修促進法	集会場、ホテル、物品販売業、博物館等で階数3以上かつ1,000㎡以上の特定既存耐震不適格建築物の所有者は、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。	法第14条 施行令第6条	・耐震診断の結果、中地震時には変形が生じるものの倒壊の危険性は少ないが、大地震時に倒壊の危険性があることが判明している。	今後の耐震補強計画に基づき、構造補強を施す。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	文化財保護法第143条1項または2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条1項6号の伝統的建造物群を構成している建築物は適用除外の対象。	法第18条	・増改築が伝統的建造物群保存地区外となる場合がある。	300㎡以上の非住宅建築物（特定建築物）の新築又は増改築をする場合には、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を届け出る必要がある。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定建築物の建築（用途変更を含む）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途変更を含む）をしようとするときは、当該特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。	法第16条 令第4条 法第14条 令第5条	・現在、当該建築物は、伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（建築物）のため、特定建築物とならない。	今後の増築・用途変更等で2,000㎡以上の特別特定建築物となる場合は、設計段階で対応する必要がある。
富山県民福祉条例	- 生活関連施設における出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場その他の部分で多数の者の利用に供するものの構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準を規則で定めるものとする。 - 生活関連施設の新築、新設、増築、改築又は用途変更（施設の用途を変更して生活関連施設とする場合を含む。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。	条例第26から第29条	- 主として高齢者障がい者が利用する場合、車いす使用者用便所の設置 - 標識、案内板、点滅型誘導音装置付誘導灯の設置	対応可能
高岡市福祉のまちづくり条例	- 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。 - 生活・都市施設の新築、新設、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更（施設の用途を変更して生活・都市施設とする場合を含む。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。	条例第6条、第23条	- 劇場、集会場等で客席を設置する場合、車いす使用者用席の確保（90cm×120cm）、床の水平の確保、車いす使用車用席に至る1以上の通路の確保（幅120cm以上、傾斜路） - 案内表示の高さ、文字の大きさ等への配慮、点滅型誘導音装置付誘導灯の設置等 - 敷地内通路で傾斜路の構造に対する積雪時における配慮	対応可能